第56回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年11月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

開催場所

東京都港区赤坂九丁目７番２号
東京ミッドタウン
ホール＆カンファレンス４階
Room５＋６
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　吸収合併契約承認の件
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

目 次

第56回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

株式会社プラップ ジャパン
証券コード：2449

株　主　各　位

(証券コード2449)
2026年11月11日
(電子提供措置の開始日　2026年11月４日)

東京都港区赤坂九丁目７番２号
株式会社プラップジャパン
代表取締役社長　鈴 木　　勇 夫

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.prapgroup.com/ir/event/agm.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区赤坂九丁目７番２号
東京ミッドタウン　ホール＆カンファレンス４階
Room５＋６

3. 会議の目的事項

報告事項　1．第56期（自2025年９月１日　至2026年８月31日）に関する事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第56期（自2025年９月１日　至2026年８月31日）に関する計算書類報告の件

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　吸収合併契約承認の件

第４号議案　取締役６名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会で議決権を行使できる当社の他の株主様１名を代理人として株主総会に出席することが可能です。代理人ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況と、ご自身の体調をご確認の上、マスクのご着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

◎今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（https://www.prap.co.jp/）にてお知らせいたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第１４条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。なお、これらは、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

・連結注記表
・個別注記表
・「第３号議案　吸収合併契約承認の件」のうち、「３．会社法施行規則第１９１条に定める事項の内容の概要」の「(3) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項」

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主に対する利益還元を重要政策のひとつとして位置付けており、安定的な配当を維持してまいりたいと考えております。

当期の配当金につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金 43円

総額191,570,676円になります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年11月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

補欠の監査役の選任に係る決議の効力期間を明確化し、機動的かつ安定的な監査体制を維持・整備するため、現行定款第３４条に第３項を新設するものであります。なお、本定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとし、本総会第５号議案「補欠監査役１名選任の件」における決議の効力期間についても本変更後の定款が適用されるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第１条～第33条　(条文省略)	第１条～第33条　(現行どおり)
(監査役の任期) 第34条　第１項・第２項省略 （新　設）	(監査役の任期) 第34条　第１項・第２項省略 ３　補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第３号議案　吸収合併契約承認の件

１．吸収合併を行う理由

当社は、グループ経営の効率化を図るとともに、変化するコミュニケーション環境に対応したサービス開発と提供をさらに加速し、PRとデジタルマーケティングの連携を深めるため、当社の完全子会社である株式会社プレシジョンマーケティングを、2026年12月１日を効力発生日として吸収合併(以下「本合併」といいます。)することといたしました。なお、当社は2026年9月１日付けで株式会社プレシジョンマーケティングの株式8.0%を追加取得し、同社を完全子会社としております。

本合併に伴い、当社個別決算において抱合せ株式消滅差損（特別損失）の発生が見込まれるため、会社法第795条第２項第１号の規定に基づき、本合併契約につき株主の皆様の承認をお願いするものであります。

２．吸収合併契約の内容の概要

当社及び株式会社プレシジョンマーケティングが2026年9月25日付で締結した合併契約の内容は次のとお

りであります。

（以下、契約書写し）

吸収合併契約書

株式会社プラップジャパン（以下「甲」という。）と株式会社プレシジョンマーケティング（以下「乙」という。）とは、吸収合併（以下「本件合併」という。）に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）
１．甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、甲は乙の権利義務の全部を承継する。
２．本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は、以下のとおりとする。
（１）吸収合併存続会社（甲）
商号：株式会社プラップジャパン
本店所在地：東京都港区赤坂九丁目７番２号ミッドタウン・イースト
（２）吸収合併消滅会社（乙）
商号：株式会社プレシジョンマーケティング
本店所在地：東京都新宿区西新宿六丁目24番１号

第２条（合併に際して交付する金銭等）
甲は、乙の発行済株式の全数を保有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対し、株式その他の金銭等の対価を一切交付しない。

第３条（存続会社の資本金及び準備金に関する事項）
本件合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増額しない。

第４条（効力発生日）
本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年12月１日とする。ただし、手続きの進行上の必要性その他の理由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを合意により変更することができる。

第５条（権利義務の承継）
甲は、効力発生日において、乙の資産、負債、権利義務及び雇用関係の一切を承継する。

第６条（株主総会の承認）
１．甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議により本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。
２．乙は、会社法第784条第１項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本件合併を行う。

第７条（善管注意義務）
乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、甲の同意を得た上でこれを行う。

第８条（条件の変更及び契約の解除）
本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本件合併の実行に重大な支障となる事案もしくは著しく困難にする事案が発生した場合には、甲乙協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）
本契約は、効力発生日の前日までに、第６条第１項に定める甲の株主総会の承認が得られない場合、又は法令に定める関係官庁等の承認・許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（合意管轄）
本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）
本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

以上、本契約の成立を証するため、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙各自が電子署名を施した上、それぞれがその電磁的記録を保管する。

2026年９月25日

甲：東京都港区赤坂九丁目７番２号
　　ミッドタウン・イースト
　　株式会社プラップジャパン
　　代表取締役社長　鈴木　勇夫

乙：東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング
株式会社プレシジョンマーケティング
代表取締役社長　髙崎　青史

３．会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

（１）合併対価の相当性に関する事項

当社は、株式会社プレシジョンマーケティングの発行済株式の全数を所有しているため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金及び資本準備金の額の増加はありません。

（２）新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

（３）吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社である株式会社プレシジョンマーケティングの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び当社定款第１４条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。当社のウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

（４）当社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

第４号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役７名全員は任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鈴木（すずき）　勇夫（いさお） (1964年11月27日生)	1987年４月　株式会社京王百貨店入社 1997年１月　当社入社 2003年４月　当社ＣＳ本部ＩＴコミュニケーション１部長就任 2013年12月　当社執行役員就任 2015年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 当社コミュニケーション・サービス統括本部長就任 当社戦略企画本部長就任 当社第３コミュニケーション・サービス本部長就任 2015年12月　北京普楽普公共関係顧問有限公司董事長就任（現任） 2016年４月　当社管理本部長就任 2016年５月　当社第１コミュニケーション・サービス本部長就任 2016年11月　株式会社ブレインズ・カンパニー取締役就任（現任） 2020年３月　プラップノード株式会社取締役就任（現任） 2020年５月　株式会社トランスコネクト代表取締役就任（現任） 2020年９月　株式会社プレシジョンマーケティング取締役就任（現任） 2021年３月　WILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD. Director就任 2021年９月　プラップコンサルティング株式会社取締役就任（現任） 株式会社ポインツジャパン取締役就任（現任） 2021年12月　PRAP POINTS Singapore PTE.LTD.Director就任 2023年11月　PRAP ASIA PTE.LTD. Managing Director就任 2026年７月　PRAP AND PTE.LTD. Director就任（現任）	151,733株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	吉宮 拓 (1970年8月20日生)	1995年４月 当社入社 2013年９月 当社戦略企画本部戦略企画部長就任 2016年１月 当社執行役員就任 2017年１月 当社第２コミュニケーション・サービス本部長就任 2017年11月 当社取締役就任（現任） 北京普楽普公共関係顧問有限公司監事就任 北京博瑞九如公共関係顧問有限公司董事就任 2018年６月 当社海外事業本部長就任 PRAP SINGAPORE PTE. LTD.（PRAP ASIA PTE.LTD.）Director就任 2019年11月 当社戦略企画本部長就任 2020年３月 プラップノード株式会社取締役就任 2020年５月 株式会社ブレインズ・カンパニー取締役就任（現任） 2021年９月 当社コミュニケーション・サービス統括本部本部長就任（現任） プラップコンサルティング株式会社取締役就任（現任） 2024年２月 WILD ADVERTISING & MARKETING PTE.LTD. Director就任	23,742株
3	三輪 一生 (1977年10月９日生)	2000年４月 当社入社 2016年４月 当社コミュニケーション・サービス本部第６部部長就任 2019年９月 当社第３コミュニケーション・サービス本部副本部長就任 2021年９月 当社執行役員就任 当社コミュニケーション・サービス統括本部統括副本部長就任（現任） 2023年９月 プラップノード株式会社取締役就任（現任） 2024年11月 当社取締役就任（現任） 株式会社プレシジョンマーケティング取締役就任（現任） 2025年２月 アットクリッピング株式会社非常勤取締役就任（現任）	7,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
4	矢島 さやか (1971年1月25日生)	1993年4月 1996年1月 2004年4月 2011年8月 2015年6月 2015年11月	日興證券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 株式会社ブレインズ・カンパニー入社 日興コーディアル証券株式会社（現ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 株式会社イグレックオフィス代表取締役就任（現任） 当社顧問就任 当社非常勤取締役就任（現任）	367,500株
5	青山 直人 スタンリー (1960年9月15日生)	1983年8月 1985年5月 1987年12月 1988年9月 2000年1月 2002年12月 2003年4月 2004年4月 2006年10月 2007年4月 2008年4月 2021年11月 2025年9月	フォーシーズンズ・オリンピックホテル・シアトル入社 キリンビールUSA入社 T.M.T株式会社入社 日本AT&T株式会社入社 グローバル・クロッシング・ジャパン入社、コーポレーション・コミュニケーションズ、ディレクター兼社長室長就任 ボーダフォン・ジャパン（現ソフトバンク株式会社）入社 同社広報総務本部、コーポレーション・コミュニケーションズ部部長就任 同社コーポレーション・コミュニケーションズ本部、コーポレート・リレーションズ部部長就任 同社総務本部、CSR部部長就任 同社エンタープライズ営業本部、営業第一部担当部長就任 スクワイヤ外国法共同事業法律事務所入所、北アジア地域、ビジネス・デベロップメント、リージョナル・ディレクター就任 当社非常勤取締役就任（現任） スクワイヤ外国法共同事業法律事務所ビジネス・デベロップメント、アドバイザー就任（現任）	0株
6	山﨑 俊彦 (1976年11月20日生)	2009年4月 2022年1月 2022年9月 2022年11月	東京大学大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻准教授 theAstate株式会社社外取締役CTO就任（現任） 東京大学大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻教授（現任） 当社非常勤取締役就任（現任）	0株

（注）１.候補者青山直人スタンリー氏及び山﨑俊彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
２.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３.鈴木勇夫氏、吉宮拓氏及び三輪一生氏は、社内取締役候補者であります。
４.鈴木勇夫氏を社内取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社入社以来、コミュニケーション・サービス部門のITやデジタルクライアントを中心に当社業務全般に精通するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に執行しております。また、当社代表取締役社長就任以来、グループ全体の業績拡大や新サービス、事業の開発、グループ会社新設/統合/管理など当社グループ役員としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社内取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社内取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
５.吉宮拓氏を社内取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社入社以来、コミュニケーション・サービス部門において、営業部門から新規対応部門、トレーニング部門など広範な当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、現在コミュニケーションセグメントのリーダー、コミュニケーションセグメントに属する子会社の担当役員及びプラップジャパンにおいてCS統括本部長を担っており、当社グループ経営に貢献している実績を踏まえ、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社内取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社内取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。
６.三輪一生氏を社内取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社入社以来、コミュニケーション・サービス部門において、様々な業種のクライアントを担当しつつ、ヘルスケア部門の立ち上げから拡大、サステナビリティ・プロジェクトの推進、社員教育制度の拡充など広範な当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、また現在、デジタルセグメントのリーダー、株式会社プレシジョンマーケティング及びプラップノード株式会社の担当役員として実績も上げており、これまでも当社グループ経営に大きく貢献してきた実績等を勘案し、当社取締役として適任であると判断し、引き続き社内取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社内取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
７.矢島さやか氏、青山直人スタンリー氏及び山﨑俊彦氏は、社外取締役候補者であります。
８.矢島さやか氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社社員や顧問として就任された経験もあり、PRコンサルティング現場や経営全般に対する幅広い見識を有しており、女性社員の比率が高い当社においては、女性視点での問題解決に向けた助言を頂戴している実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
９.青山直人スタンリー氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年に亘る豊富なグローバル経験と幅広い見識をもとに、社外取締役就任以来、当社の経営全般に対し有用な助言・提言を頂戴しているほか、更なる当社グループの成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただいている実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
10.山﨑俊彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、研究者でありながら、企業の役員としてのこれまでの経験や多くの企業との共同研究の経験に加え、情報理工学系の学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する適切な助言を頂戴している実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
11.当社は、矢島さやか氏、青山直人スタンリー氏及び山﨑俊彦氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
12.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
13.所有する当社株式の数には、持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査役の選任に係る決議の効力は、就任前にあらかじめ取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
松　本　武（まつもと　たけし） (1984年８月５日生)	2007年12月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2011年 ９月　公認会計士登録 2016年 ７月　株式会社KPMG FAS入社 2020年12月　松本武公認会計士事務所開業（現任） 2020年12月　株式会社オークファン社外監査役就任（現任） 2021年 ２月　株式会社エムアンドスマート代表取締役就任（現任） 2024年 ５月　イースト・インベストメント・キャピタルGP株式会社代表取締役就任（現任） 2024年 ５月　株式会社ジオコード社外監査役就任（現任）	0株

（注）１.候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

２.松本武氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

３.松本武氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な専門知識と長年の実務経験を有しており、これらを当社の監査体制に活かしていただくことができると判断したためであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

４.松本武氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

５.当社は、保険会社との会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。松本武氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

６.本議案における補欠の選任に係る決議が効力を有する期間は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、変更後の定款第３４条第３項の規定に基づき、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

ご参考：本定時株主総会後の取締役・監査役（候補者を含む）のスキル・マトリックス

氏名	当社における地位	社外独立	企業経営	コミュニケーションコンサルティング	デジタルマーケティング	財務・M&A	IT/AI	法務・リスクマネジメント	グローバル経験
鈴木 勇夫	代表取締役		●	●	●	●	●		●
吉宮 拓	取締役		●	●	●				●
三輪 一生	取締役		●	●	●		●		
矢島 さやか	取締役	社外	●	●					
青山 直人 スタンリー	取締役	社外独立		●	●				●
山﨑 俊彦	取締役	社外独立	●		●		●		●
飛澤 正人	監査役			●		●		●	
笠野 さち子	監査役	社外独立				●		●	
野口 由美子	監査役	社外独立				●		●	●

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表したものではありません。

以上

事　業　報　告

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「世の中のあらゆる関係性を良好にする」というミッションを軸に、日本・中国・シンガポールに拠点を有するコミュニケーション分野に専門性を持ったグループ会社と連携し、PR発想でのコミュニケーションコンサルティングサービスを包括的に提供しております。

当連結会計年度（2025年９月１日～2026年８月31日）における日本経済は、米国経済政策の動向や日中関係の緊張感の高まり、世界的な情勢不安などにより先行きに対する不透明感があるものの、内需を中心に個人消費や設備投資などはいずれも底堅さを維持しており、AI開発・利活用の拡大も背景に、緩やかな景気の持ち直しの動きは継続しております。

当社グループにおいては、2024年10月に発表した中期経営計画の達成に向け、クリエイティブを活用したPRやマーケティング、デジタル領域の強化を目的として、新たにCCO（チーフクリエイティブオフィサー）を新設いたしました。また、経営領域の強化を目的として、リエゾン社との資本業務提携、BuzzFeed Japanとの戦略的パートナーシップを締結し、サービス支援体制を強化しております。プラップノードではロゴラボ社よりSaaS型サービスの事業譲受を行い、PRオートメーションの新たなサービスラインの拡充に取り組みました。さらに、海外事業ではインドネシア市場において現地企業と業務提携を締結し、当社の東南アジア市場における事業強化を図るとともに、東南アジアにおけるグループ事業のさらなる成長と経営効率化を推進するため、シンガポールに拠点を置く３社を統合いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は7,760百万円（前年同期比5.0％増）、営業利益は742百万円（前年同期比3.4％増）、経常利益は758百万円（前年同期比3.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は478百万円（前年同期比0.5％増）となりました。

セグメントごとの経営成績などの概要は、以下の通りです。

①コミュニケーションサービス事業

コミュニケーションサービス事業では、コミュニケーション戦略策定などのコンサルテーション、メディアやインフルエンサーとの関係性を構築するリレーション活動や、情報をメディアを通じてステークホルダーへ伝えるパブリシティ活動を含めた情報流通のデザ

インなど、コミュニケーション活動において包括的なサービスを提供しております。

ニーズが拡大しているIT・ヘルスケア案件や、当社グループが豊富な実績を有する危機管理広報コンサルティングの引き合いが増加するとともに、大型スポット案件の獲得も積み重ねました。また、さらなる事業基盤の強化に向け、プラップジャパンを中心にAIの活用に向けた研究開発投資を実施するとともに、クリエイティブを活用したPR業務の強化、DEIやメディアプロモートに関する新規サービスの提供、AIO領域におけるコミュニケーションを支援する専門組織の立ち上げ、リエゾン社との資本業務提携やBuzzFeed Japanとの戦略的パートナーシップの締結を通じた経営領域の支援体制の強化を進めました。

これらの結果、投資を上回る収益を確保し、コミュニケーションサービス事業の売上高は5,172百万円（前年同期比5.3％増）、セグメント利益は681百万円（前年同期比7.6％増）の増収増益となりました。

②デジタルソリューション事業

デジタルソリューション事業では、広報PRのデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するクラウドツールの提供、デジタル広告やソーシャルメディアの運用、動画・バナー・WEBサイト等のクリエイティブ制作といったサービスを提供しております。

プラップノードが提供する広報PR業務のSaaS型クラウドサービス「PRオートメーション」は、さらなるクライアント獲得に向け積極的な投資を実施する中、新規機能の追加、デザイン・操作性の刷新、セキュリティ強化等の全面的なリニューアルを実施するとともに、ロゴラボ社からの事業譲受を通じてサービスを拡充し、導入クライアント数は着実に伸長、売上は拡大し、収益性も向上いたしました。また、プレシジョンマーケティングは、LINEやLinkedInの運用支援、テレビ広告の支援やChatGPT広告のコンテキスト設計及び運用支援といったサービス提供の拡充を進めるとともに、「YMAAマーク（薬機法医療法遵守広告代理店認証）」を取得し、ヘルスケア領域でのデジタルソリューションサービスの強化を行っております。

これらの結果、デジタルソリューション事業の売上高は1,179百万円（前年同期比5.3％増）、セグメント利益は0百万円（前年同期はセグメント損失39百万円）の増収増益となりました。

③海外事業

海外事業では、訪日外国人誘致のための情報発信、日本市場に進出する海外クライアント向けのPR・マーケティングサービス、海外市場に進出する日系クライアント向けの

PR・マーケティングサービス、海外現地クライアント向けのPR・マーケティングサービスなどを提供しており、ベトナム・タイにおける拠点新設や中国の成都拠点の開設に加えて、現地企業との業務提携も積極的に推進し、東南アジアにおける市場の網羅性とサービス提供体制の強化を図っております。また、東南アジアにおけるグループ事業のさらなる成長と経営効率化を推進するため、シンガポールに拠点を置く３社を統合いたしました。

日系クライアントの海外進出意欲の高まりに加え、現地クライアントからの引き合いも拡大する中、前連結会計年度にPRAP AND（旧 WILD ADVERTISING & MARKETING）がシンガポール政府のクリエイティブ優先代理店に選定されたことを受け、政府系案件の引き合いも増加いたしました。一方で、世界的情勢不安や日中関係の緊張感が続く中、中国及び東南アジアにおける大型案件が延期になったことによる減収分を補うには至りませんでした。

これらの結果、海外事業の売上高は2,003百万円（前年同期比1.5％減）、セグメント利益は35百万円（前年同期比64.4％減）の減収減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においてコミュニケーションサービス事業25百万円、デジタルソリューション事業88百万円、海外事業12百万円、合計で無形固定資産を含めて126百万円を設備投資として実施いたしました。

主な設備投資といたしましては、当社子会社であるプラップノード株式会社が開発・販売するSaaS型クラウドサービス「PRオートメーション」のソフトウェア開発等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、日本・アジアにおいて、PRを起点にデータを活用して広報PR、経営、マーケティング領域の課題を解決するコミュニケーションコンサルティング・グループに進化することを経営方針として掲げています。

広報PR領域においては、高度な専門知識が求められるヘルスケア、IT業界向けのPRサービスの拡販に加えて、クライアントからのニーズが拡大している訪日外国人誘致のためのプロモーション、日本市場に進出する海外クライアント向けのPRサービス、アジア市場に進出する日系クライアント向けのPRサービスといった国境を越えたコミュニケーションサービスの提供を強化いたします。

経営領域においては、サステナビリティPRや危機管理広報コンサルティングなどの既存サービスに加えて、機関投資家対応や採用広報といったIR、HR関連のコミュニケーションサービスの提供を強化いたします。

マーケティング領域においては、デジタル広告やSNS運用などの既存サービスに加えて、クライアントのブランディングやセールスアクティベーションなどを支援するサービスの提供を強化いたします。

そして、事業領域の拡充と事業基盤の強化を図るため、国内外において事業シナジーが見込まれるM&A案件への取り組みを強化するとともに、AIをはじめとするテクノロジーに対する投資を促進して、創業後50年以上蓄積してきたナレッジやメソッドなどのデータを活用することで、既存事業の生産性向上と新規サービスの開発の実現を目指します。

当社グループは、社員一人ひとりがクライアントにコミュニケーション領域のコンサルティングサービスを提供しており、社員の成長は提供サービスの質と生産性向上、ひいては事業成長に直結することから創業以来、人材を最も重要な経営資源であると考えてきました。

今後も継続して、成長を実感できる働く機会の提供、市場競争力のある給与水準の実現、自律的で柔軟な働き方への対応など、社員のエンゲージメントを高めて社員と会社がともに成長できる関係構築を目指した人的資本経営を推進いたします。

このビジョンを実現するため「コア事業拡大」「新規事業拡大」「人材強化」「経営力強化」の４つの分野への投資を続けています。特に今後も成長の見込めるAIやデジタル領域のソリューション拡充、海外でのサービス提供は、当社グループの成長に大きく寄与すると考え、積極的に推進いたします。

① コア事業拡大、新規事業拡大

・当社グループの強みであるヘルスケア、IT、サステナビリティ、危機管理広報コンサ

ルティングなど専門性の高いコンサルティングサービスの提供
・経営領域、マーケティング領域での提供サービスの拡充
・AIやクリエイティブ、デジタルサービスの拡充
海外において、
・中国、東南アジアでの提供サービスの拡充
・展開地域の拡大、組織の統合

② 人材強化、経営力強化
・専門性を有する優秀人材の確保
・研修、人事交流等など多種多様な経験を通した人材育成の機会の創出
・生産性向上のためのテクノロジー活用
・人的リソースの適正配置の推進
・多様な働き方への対応

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分＼年度	2022年度 第53期	2023年度 第54期	2024年度 第55期	2025年度 第56期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	6,635,841	6,885,124	7,388,134	7,760,515
経常利益 (千円)	747,422	577,479	732,061	758,205
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	436,394	226,653	476,168	478,476
1株当たり当期純利益 (円)	99.88	51.43	107.45	107.55
総資産 (千円)	6,852,008	6,995,811	7,008,511	7,570,549
純資産 (千円)	5,298,792	5,436,410	5,600,396	6,028,714
1株当たり純資産 (円)	1,145.47	1,168.00	1,208.20	1,292.49

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分＼年度	2022年度 第53期	2023年度 第54期	2024年度 第55期	2025年度 第56期 (当事業年度)
売上高 (千円)	3,556,163	3,535,275	3,840,630	4,214,104
経常利益 (千円)	516,576	468,617	625,523	545,064
当期純利益 (千円)	390,639	359,651	515,447	287,633
1株当たり当期純利益 (円)	89.40	81.60	116.32	64.65
総資産 (千円)	5,421,144	5,478,906	5,945,267	6,004,438
純資産 (千円)	4,737,411	4,969,758	5,348,702	5,479,159
1株当たり純資産 (円)	1,081.01	1,124.77	1,204.95	1,229.85

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
株式会社ブレインズ・カンパニー	10,000千円	100.0%	PR業務
株式会社ポインツジャパン	10,000千円	100.0%	広告の企画及び製作
プラップノード株式会社	100,000千円	96.0%	コミュニケーションのSaaS型クラウドサービスの開発・販売
株式会社トランスコネクト	10,000千円	100.0%	翻訳及び通訳業務 PRサポート業務
株式会社プレシジョンマーケティング	46,430千円	92.0%	デジタルマーケティング業務
プラップコンサルティング株式会社	15,000千円	100.0%	メディアトレーニング 危機管理広報・企業広報コンサルティング
北京普楽普公共関係顧問有限公司	37万ＵＳドル	60.0%	PR業務
北京博瑞九如公共関係顧問有限公司	20万ＵＳドル	60.0%	PR業務
PRAP AND PTE. LTD.	520万ＳＧドル	100.0%	広告の企画及び製作 デジタルマーケティング業務
POINTS CREATIVE COMPANY LIMITED	100,000万ベトナムドン	100.0%	広告の企画及び製作

(注) 1.北京博瑞九如公共関係顧問有限公司の株式は、株式会社ブレインズ・カンパニーを通じての間接所有となっております。
2.2025年９月１日付で、当社の完全子会社である株式会社ブレインズ・カンパニーを存続会社とし、同じく当社の完全子会社である株式会社旭エージェンシーを消滅会社とする吸収合併を行っております。
3.2026年７月１日付で、当社の完全子会社であるPRAP ASIA PTE. LTD.、PRAP POINTS Singapore PTE. LTD.、WILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.の3社は統合し、新会社名称をPRAP AND PTE. LTD.としております。
4.株式会社ポインツジャパンの株式は、PRAP AND PTE. LTD.を通じての間接所有となっております。
5.POINTS CREATIVE COMPANY LIMITEDの株式は、PRAP AND PTE. LTD.を通じての間接所有となっております。

(11) 企業集団の主要な拠点

①当社

本社	東京都港区赤坂９-７-２

②子会社等

株式会社ブレインズ・カンパニー	東京都中央区銀座７-16-12
株式会社ポインツジャパン	東京都千代田区麹町４-８-1
プラップノード株式会社	東京都中央区銀座７-16-12
株式会社トランスコネクト	東京都港区赤坂９-７-２
株式会社プレシジョンマーケティング	東京都新宿区西新宿６-24-1
プラップコンサルティング株式会社	東京都港区赤坂９-７-２

北京普楽普公共関係顧問有限公司
北京市朝陽区光華路９号楼４層433室

北京博瑞九如公共関係顧問有限公司
北京市東城区演楽胡同100号２幢１層118室

PRAP AND PTE. LTD.
19 Kepple Road, #03-08 JIT POH BUILDING, 089058 Singapore

POINTS CREATIVE COMPANY LIMITED
115 Pham Viet Chanh, Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

(12) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社の主なサービス項目別業務内容は以下の通りであります。

サービス項目	主 要 な 事 業 内 容
○コミュニケーションサービス	
・PRコンサルティング	各種調査・分析などデータに基づいてコミュニケーション課題を抽出し、戦略的なPRストーリー構築やメッセージ開発を行います。
・メディアリレーション	メディアにとって最適な形で情報発信をすることで、クライアントとメディアとの信頼関係を築き上げるための活動です。
・コーポレートコミュニケーション	クライアントの企業戦略やトップの意思をステークホルダーに正しく伝え、クライアントの社会的価値を高めます。
・マーケティングコミュニケーション	クライアントの商品やサービスについてターゲット層の認知を拡大し、ブランド力を高め購買につなげます。
・インターナルコミュニケーション	クライアントの組織内における円滑な情報流通を促進することで、組織内の融和を図る一方、情報の共有化によりビジネス活動の活性化を図るためのPR活動です。
・イベントコミュニケーション	記者会見や芸能イベント、少人数のセミナーや試食会にいたるまで、話題化を意識して、メディア露出につなげるよう演出からプレゼンテーション内容まで支援します。
・インバウンドプロモーション	観光・商業情報を中心に訪日外国人向けの情報発信から購買につなげる施策まで包括的にサポートします。
・パブリック・アクセプタンス	環境問題や公共インフラの整備など、立場や地域差による様々な利害の対立を調整し、最適のコンセンサスを導き出す活動です。

サービス項目	主 要 な 事 業 内 容
・危機管理広報コンサルティング	クライアントが直面するであろう事故や事件等のリスク要因の抽出、分析から危機対応マニュアルの作成、シミュレーショントレーニングの実施、そして実際に起きてしまったクライシスの際のメディア対応まで、クライシスから企業を守るための適切なコミュニケーション対応全般をサポートする活動です。
・メディアトレーニング	企業トップを対象に行うコミュニケーションスキル向上のためのトレーニングです。クライシス対応、IRコミュニケーション、SDG s 関連発表など、様々なケースを想定した実践さながらのトレーニングを提供します。
○デジタルソリューション	
・デジタル・コミュニケーション業務	オンラインメディアやソーシャルメディアといったインターネットメディアにおいてクライアントの情報が効果的に取り上げられるようなPR戦略を企画立案するコンサルティング業務です。
・ソーシャルメディア運用	情報拡散力が高いSNSを活用し、クライアントの商品やサービスの認知・理解を促進するのマーケティング活動です。
・デジタル広告運用	最先端のテクノロジーを活用し、クライアントの優良な顧客を最大化するため、効果的なインターネット広告運用を行います。
・デジタルクリエイティブ	プロモーション動画やバナー広告素材、WEBサイトやLP制作など、デジタル広告運用をより効率化するために必要なクリエイティブをターゲットや媒体に合わせて制作します。
・広報PR活動DX化ツール	リリース作成から配信・クリッピングまで、あらゆる広報・PR業務をひとつのプラットフォームで自動化できるPRのオールインワンクラウドサービスの開発及びサービスを提供します。

サービス項目	主 要 な 事 業 内 容
○海外事業	
・インバウンドPR	多言語対応可能な外国籍スタッフを含む専門チームが、中華圏・東南アジアを中心としたインバウンドマーケティングを支援します。各国で異なる文化・政治的背景、メディア事情、消費行動に関する知見をもとに、現地メディアやインフルエンサーを活用した幅広い施策を提案し、訪日客向けの観光・商業情報を効果的に発信するためのコミュニケーションサービスを提供いたします。
・アウトバウンドPR	海外市場、とりわけ中国・東南アジア市場に精通したスタッフが中心となり、ローカルインサイトに基づいて、企業・団体のPR活動をコンサルティング・支援実施いたします。海外現地の文化・慣習・言語・メディア事情を熟知した体制で、政府機関・メディア・企業・生活者への適切な情報発信するためのコミュニケーションサービスを提供いたします。

(13) 主要な事業所（2026年８月31日現在）

本　社　東京都港区赤坂九丁目７番２号ミッドタウン・イースト

(14) 企業集団の従業員の状況（2026年８月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比較増減
397名	19名増

(注) 上記従業員数は、臨時従業員36名は含んでおりません。

(15) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

該当事項はありません。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

（１）発行可能株式総数　18,716,000株
（２）発行済株式総数　4,679,010株
（３）株主数　2,784名
（４）大株主

株　　主　　名	持　株　数 (千株)	持株比率 (%)
Cavendish Square Holding B. V.	935	21.00
矢島　婦美子	885	19.87
野村　しのぶ	394	8.85
矢島　さやか	367	8.25
鈴木　勇夫	151	3.41
INTERACTIVE BROKERS LLC	86	1.93
竹内　理人	80	1.80
上田八木短資株式会社	75	1.69
関谷　幸平	62	1.40
小山　純子	59	1.34

(注) 1. 当社は、自己株式223,878株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 鈴木勇夫氏の所有株式数は役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年11月26日開催の第50回定時株主総会において、代表取締役及び業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として普通株式の上限を年50,000株以内と決議しております。さらに、2024年11月28日開催の第54回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間を従来の「本割当株式の払込期日から３年間」から「本割当契約により割当を受けた日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間」に変更することを決議されております。

これに伴い、2025年12月22日の取締役会決議における当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	13,000株	3名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名
取締役を兼務しない執行役員	1,300株	2名
子会社取締役	1,900株	2名

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年８月31日現在）

地　位	氏　名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴　木　勇　夫	㈱ブレインズ・カンパニー取締役 北京普楽普公共関係顧問有限公司董事長 プラップノード㈱取締役 ㈱トランスコネクト代表取締役 ㈱プレシジョンマーケティング取締役 プラップコンサルティング㈱取締役 ㈱ポインツジャパン取締役 PRAP AND PTE.LTD. Director
取締役	吉　宮　　拓	コミュニケーション・サービス統括本部本部長 ㈱ブレインズ・カンパニー取締役 プラップコンサルティング㈱取締役
取締役	三　輪　一　生	コミュニケーション・サービス統括本部統括副本部長 プラップノード㈱取締役 ㈱プレシジョンマーケティング取締役 アットクリッピング㈱非常勤取締役
取締役（非常勤）	矢　島　さやか	㈱イグレックオフィス代表取締役
取締役（非常勤）	椎　名　礼　雄	VML & Ogilvy Japan 合同会社 Chief Commercial Finance Officer
取締役（非常勤）	青山直人スタンリー	スクワイヤ外国法共同事業法律事務所、ビジネス・デベロップメント、アドバイザー
取締役（非常勤）	山　﨑　俊　彦	東京大学大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻教授 theAstate㈱社外取締役CTO

地　位	氏　名	担当又は重要な兼職の状況
監　査　役	飛　澤　正　人	㈱ポインツジャパン監査役 ㈱プレシジョンマーケティング監査役 ㈱ブレインズ・カンパニー監査役
監査役(非常勤)	笠　野　さち子	潮見坂綜合法律事務所弁護士 ㈱ソシオネクスト社外取締役 ㈱レスター社外取締役(監査等委員)
監査役(非常勤)	野　口　由美子	㈱POPER常勤社外監査役 (公財)あすのば非常勤理事 アソビJTB㈱非常勤社外監査役

(注) 1.取締役矢島さやか氏、椎名礼雄氏、青山直人スタンリー氏及び山﨑俊彦氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2.監査役笠野さち子氏及び野口由美子氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3.取締役青山直人スタンリー氏及び山﨑俊彦氏、監査役笠野さち子氏及び野口由美子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役及び社外監査役から適切な助言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りです。

ⅰ. 取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責の職務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ⅱ. 取締役の報酬等は、金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等で構成しております。固定報酬は当年度の職位に応じて固定額を定めて決定する報酬であり、職位別に定めて決定しております。金銭報酬は、毎月を単位とする定期支給としています。

取締役のうち、代表取締役及び業務執行取締役に対しては、固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を適用し、監督機能を担う非業務執行取締役に対しては、固定報酬を適用しております。

業績連動報酬等は、当期連結営業利益の予算達成度合により決定しております。当

期連結営業利益を指標として選定した理由は利益の追求が企業活動の根幹であるためであります。当期における連結営業利益は、連結計算書類に記載の通りです。
非金銭報酬等の内容については、「２（５）当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」及び「４（２）②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」をご参照ください。

ⅲ．取締役の報酬等の構成は、金銭報酬、非金銭報酬としております。代表取締役及び業務執行取締役は、当社の事業展開及び人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案しております。
当事業年度においては、任意の指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、2025年12月22日開催の取締役会にて決議をしております。なお、取締役の報酬等は、2021年２月22日開催の取締役会で決議した取締役の報酬等の内容の決定方針に基づき、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責の職務を踏まえた適正な水準としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2001年11月30日開催の第31回定時株主総会において年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、当該金銭報酬額の範囲内で、2020年11月26日開催の第50回定時株主総会において、代表取締役及び業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として普通株式の上限を年50,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の代表取締役及び業務執行取締役の員数は３名です。さらに、2024年11月28日開催の第54回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間を従来の「本割当株式の払込期日から３年間」から「本割当契約により割当を受けた日から当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間」に変更することを決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は３名です。

監査役の金銭報酬の額は、2001年11月30日開催の第31回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する具体的な基本報酬の額については、株主総会で決議された報酬の限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関として設置した任意の指名報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議により、報酬額の額を決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	106 (16)	92 (16)	－	14 (－)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	13 (7)	13 (7)	－	－	4 (3)
合計 (うち社外役員)	120 (23)	105 (23)	－	14 (－)	11 (7)

(注) 1. 上記の報酬の額には、製造費用に計上した役員報酬を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2．会社の株式に関する事項」に記載の通りであります。

（3）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	兼　職　先
取締役(非常勤)	矢　島　さやか	㈱イグレックオフィス代表取締役
取締役(非常勤)	椎　名　礼　雄	VML＆Ogilvy Japan合同会社 Chief Commercial Finance Officer
取締役(非常勤)	青山 直人 スタンリー	スクワイヤ外国法共同事業法律事務所 ビジネス・デベロップメント、アドバイザー
取締役(非常勤)	山　﨑　俊　彦	東京大学大学院情報理工学系研究科電子情報学専攻教授 theAstate㈱社外取締役CTO
監査役(非常勤)	笠　野　さち子	潮見坂綜合法律事務所弁護士 ㈱ソシオネクスト社外取締役 ㈱レスター社外取締役（監査等委員）
監査役(非常勤)	野　口　由美子	㈱POPER常勤監査役 (公財)あすのば非常勤理事 アソビJTB㈱非常勤社外監査役

(注)
1. 取締役矢島さやか氏が兼職する㈱イグレックオフィスと当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役椎名礼雄氏が兼職するVML＆Ogilvy Japan合同会社と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
3. 取締役青山直人スタンリー氏が兼職するスクワイヤ外国法共同事業法律事務所と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
4. 取締役山﨑俊彦氏が兼職する東京大学大学院及びtheAstate㈱と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
5. 監査役笠野さち子氏が兼職する潮見坂綜合法律事務所、㈱ソシオネクスト及び㈱レスターと当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
6. 監査役野口由美子氏が兼職する㈱POPER、(公財)あすのば及びアソビJTB㈱と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

②主な活動状況

(区　　分) 取締役
(氏　　名) 矢島　さやか
(主な活動状況) 当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、当社の事業内容及び経営全般に対して助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び期待されていた当社グループの成長に寄与することの発言を行っております。

(区　　分) 取締役
(氏　　名) 椎名　礼雄
(主な活動状況) 当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、当社の事業内容及び経営全般に対して助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び期待されていた当社グループの成長に寄与することの発言を行っております。

(区　　分) 取締役
(氏　　名) 青山直人スタンリー
(主な活動状況) 当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、当社の事業内容及び経営全般に対して助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び期待されていた当社グループの成長に寄与することの発言を行っております。

(区　　分) 取締役
(氏　　名) 山﨑　俊彦
(主な活動状況) 当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、豊富な実務経験と幅広い知見に基づき、当社の事業内容及び経営全般に対して助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び期待されていた当社グループの成長に寄与することの発言を行っております。

(区　　分) 監査役
(氏　　名) 笠野　さち子
(主な活動状況) 当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会21回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、日常業務に関しても、助言と指導を適宜実施しており、法務リスク管理体制の強化に努めております。

(区　　分) 監査役
(氏　　名) 野口　由美子
(主な活動状況) 社外監査役就任後に開催の取締役会13回全てに出席し、また、就任後に開催の監査役会15回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての豊富な専門知識に基づき、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額（最低責任限度額）としております。

（４）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び監査役並びに連結子会社の取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が第三者訴訟及び会社訴訟、株主代表訴訟に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されることとなります。また、保険料については、被保険者が保険料合計額の10％相当を被保険者の職位に応じて負担し、残りを会社が負担しております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬　34百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（5）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会において選定された監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令・定款の遵守と高い倫理観による行動基準を定めた「プラップ・コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び子会社の取締役及び従業員に徹底します。また、社内教育機関「プラップ大学」において、取締役及び従業員に対して総合的にコンプライアンス教育を実施します。

② 当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口として「プラップグループホットライン」を設置します。内部通報規程により、匿名性の保障と当該通報を行った者に対していかなる不利益な取り扱いをも行わないことを定めます。

③ 当社は、内部監査に関する基本的事項を内部監査規程に定め、当社及び子会社の内部監査を計画的に実施します。内部監査の指摘事項に対しては、対象の会社及び部門に改善を指示し、改善状況の確認とフォローアップを実施します。

④ 当社は、情報セキュリティガイドラインやインサイダー取引防止規程等の情報管理に関する規定を制定し、当社及び子会社の取締役及び従業員に徹底するとともに、情報管理には万全を期した体制を構築します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録・保存します。又、文書及び電磁的媒体は、当社の「情報セキュリティルールブック」や各種管理マニュアルに従い適切に管理します。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理規程により「リスク対策委員会」を設置し、グループ全体のリスク管理体制を構築します。「リスク対策委員会」はプラップグループのリスクの洗い出し・評価を行い、リスク発生の未然防止に努めます。リスクが顕在化した場合は、被害を最小限に止め、再発防止の方策を実行する体制を構築します。

② 当社及び子会社の事業運営やリスク管理体制、法令遵守などについては、当社の担当取締役及び担当部門が総合的に助言・指導を行い、グループ全体の業務の適正化を図ります。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 当社及び子会社は、各社が定める定款、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、適正かつ効率的な業務執行が行われる体制をとります。
② 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、グループ全体の経営方針・年度予算等の経営上の重要事項について審議・決定するとともに、グループ各社の業務執行の監督を行います。
③ 当社及び子会社の事業運営については、経営会議並びに営業会議において常勤取締役に報告があり、情報の十分な事前共有の上、取締役会で適切な意思決定を行う体制をとります。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社は「内部統制プロジェクトチーム」を組成し、当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の構築に当たります。
② 当社は、弁護士や公認会計士などの外部アドバイザーの助言と指導を適宜受けられる体制を設け、法務、会計処理並びに内部統制組織の適正性の確保に努めます。
③ 内部監査規程に基づき、当社及び子会社の内部監査を計画的に実施します。必要に応じて当該会社に対して是正を求め、業務の適正を確保します。
④ 関係会社管理規程を制定し、関係会社に対する全般的な管理方針、管理組織について定め、業務の適正を確保するための体制をとります。
⑤ 子会社の業務執行については、各社において職務権限規程等の決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、当社の事前承認又は当社への報告を求めます。また、当社の子会社担当役員及び子会社管理担当部門等が子会社からの事業計画、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に受け、業務の適正を確保します。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

① 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、管理部門長が監査役会と協議し、当該従業員を適材配置するものとします。また、各監査役が業務執行に係る従業員に対して、監査役の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、対応できる体制をとります。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得た上で決定します。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、業務分掌規程に基づき、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けずに、監査役の指揮命令下で職務を遂行するものとしますが、取締役からの独立性に影響がなく監査役会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとします。

（7）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社及び子会社の取締役及び従業員は、各社の規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

② 当社及び子会社は、業務又は業績に大きな影響を与える恐れのある事象や法令・規程等に違反する事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行います。また、取締役及び従業員の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行うことを禁じます。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、監査役会規程に従い、経営方針の決定過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会その他、会社の重要な会議に出席し意見を述べることができます。また、会議に出席しない時は、議事録・資料を閲覧することができるものとします。

② 監査役は、監査役会規程に従い、会社が適法性を欠く事象を発見した場合、それを指摘、取締役会に勧告でき、状況によってその行為の差止めを要求できるものとします。
③ 監査役は、内部監査担当と密接な連携を保ち、内部監査の計画、経過、結果について内部監査担当から報告又は相談を受ける体制をとります。
④ 監査役は、内部統制プロジェクトチームや会計監査人と密接な連携を保ち、内部統制の構築及び評価の計画、経過、結果について内部統制プロジェクトチームから報告又は相談を受ける体制をとります。
⑤ 監査役は、必要に応じ外部アドバイザーに相談することができ、任用するなどの必要な監査費用が発生する場合については、その費用は会社が負担するものとします。

（9）反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するという信念を持ち、会社一体の毅然とした対応を徹底します。特に、新規顧客との取引開始時には、外部情報の収集による未然防止に努めます。

必要な場合は、警察及び顧問弁護士と連携をとって対応する体制を整えます。

(コンプライアンスに対する取り組みの状況)

当社グループにおきましては、法令・定款等の遵守のため、「プラップ・コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び子会社の取締役・従業員に周知徹底を図るとともに、社内教育機関「プラップ大学」で総合的なコンプライアンス教育を実施しております。さらに、当社及び子会社の取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度「プラップグループホットライン」を運用しております。

又、業務の性質上クライアントの企業秘密やインサイダー情報を扱うことが多いため、インサイダー取引防止規程及び秘密管理規程を制定し、情報管理には万全を期した体制を構築しております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況)

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされております。

子会社を含めた内部統制の構築に当たっては、内部統制プロジェクトチームが会社法及び金融商品取引法上の内部統制体制を整備しております。当プロジェクトチームの構成員は、ＩＴ、内部監査、経理、管理、営業関連業務に精通している者を招集し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めた、より実質的な内部統制を構築できる体制として実施しております。

(損失の危険の管理に対する取り組みの状況)

損失の危険の管理に関しては、当社の代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」を設置し、リスク管理規程に従った運用及び管理のもと、グループ全体でリスクへの対策を適切に実施しております。

リスク対策委員会は、リスクマネジメントを継続的に実施し、リスク表とグループ各社のリスク対応計画書によりリスクを管理しております。又、個人情報漏洩等のインシデント発生時の緊急連絡体制を構築し、リスク対策委員会によるインシデント管理を実施しております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況)

当社グループにおきましては、当社の子会社管理関連部門等が子会社からの事業計画、業務執行状況・財務状況等の報告を定期的に受け、当社グループの業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認及び協議しております。

当社グループの業務執行の状況については、内部監査担当が関係会社に対し、年１回以上、定期又は臨時に、業務監査を行っております。業務監査報告書は、内部監査担当の意見を付して代表取締役社長に報告し、監査の結果に基づいて、関係会社に対して指示又は勧告を行っております。

又、関係会社管理規程等を制定し、子会社のコンプライアンス管理に重点を置いた体制を構築しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況)

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されています。監査役会は年21回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。又、経営方針の決定過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会その他、会社の重要な会議に出席し意見を述べております。

監査役は、代表取締役社長・子会社担当役員及び内部監査担当・内部統制プロジェクトチーム並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

役員及び従業員は、会社に対して、反社会的勢力と関係をもたないことを誓約しております。取引先に関しては常に注意を払い、委託先に対し反社会的勢力と無関係であることを書面で確認するとともに、特に新規顧客との取引開始時には、外部調査機関への依頼、報道機関や取引金融機関・取引先等からの風評を収集し、万全を期した態勢で臨んでおります。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に対する基本方針については、特に定めておりません。

(注)　本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,597,373**	**流動負債**	**1,495,144**
現金及び預金	4,628,823	支払手形及び買掛金	647,398
売掛金	1,461,742	未払法人税等	150,661
電子記録債権	19,758	契約負債	292,992
棚卸資産	286,089	賞与引当金	31,520
その他	202,421	役員賞与引当金	6,969
貸倒引当金	△1,461	その他	365,601
固定資産	**973,175**	**固定負債**	**46,689**
有形固定資産	**139,722**	その他	46,689
建物及び構築物	73,366	**負債合計**	**1,541,834**
その他	66,356	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**267,507**	**株主資本**	**5,512,111**
のれん	55,144	資本金	470,783
借地権	557	資本剰余金	450,998
ソフトウェア	193,505	利益剰余金	4,754,327
ソフトウェア仮勘定	18,300	自己株式	△163,998
投資その他の資産	**565,945**	**その他の包括利益累計額**	**246,114**
投資有価証券	292,819	その他有価証券評価差額金	50,930
差入保証金	238,294	為替換算調整勘定	195,183
繰延税金資産	26,976	**非支配株主持分**	**270,488**
その他	7,854	**純資産合計**	**6,028,714**
資産合計	**7,570,549**	**負債及び純資産合計**	**7,570,549**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**7,760,515**
売上原価		**4,887,970**
売上総利益		**2,872,545**
販売費及び一般管理費		**2,129,602**
営業利益		**742,942**
営業外収益		
受取利息	10,568	
受取配当金	3,432	
助成金収入	2,325	
補助金収入	762	
その他	6,578	**23,667**
営業外費用		
為替差損	6,718	
支払利息	1,096	
その他	589	**8,404**
経常利益		**758,205**
特別損失		
投資有価証券評価損	42,639	
その他	2,812	**45,452**
税金等調整前当期純利益		**712,753**
法人税、住民税及び事業税	225,830	
法人税等調整額	12,179	**238,009**
当期純利益		**474,743**
非支配株主に帰属する当期純損失		**3,732**
親会社株主に帰属する当期純利益		**478,476**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	470,783	444,916	4,457,847	△175,866	5,197,681
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△181,996	－	△181,996
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	478,476	－	478,476
自己株式の処分	－	6,082	－	11,867	17,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	6,082	296,480	11,867	314,430
当期末残高	470,783	450,998	4,754,327	△163,998	5,512,111

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44,059	121,391	165,451	237,263	5,600,396
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△181,996
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	478,476
自己株式の処分	－	－	－	－	17,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,870	73,792	80,662	33,224	113,887
当期変動額合計	6,870	73,792	80,662	33,224	428,317
当期末残高	50,930	195,183	246,114	270,488	6,028,714

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,963,042**	**流動負債**	**506,678**
現金及び預金	2,907,635	買掛金	247,521
売掛金	794,184	未払金	28,695
電子記録債権	19,758	未払費用	65,441
未成業務支出金	146,194	未払法人税等	71,493
貯蔵品	247	未払消費税等	38,233
前払費用	67,328	契約負債	35,940
その他	27,693	預り金	19,353
固定資産	**2,041,396**		
有形固定資産	**86,484**	**固定負債**	**18,600**
建物	68,735	長期未払金	18,600
器具備品	17,749	**負債合計**	**525,278**
無形固定資産	**27,418**	**(純資産の部)**	
借地権	557	**株主資本**	**5,428,228**
ソフトウェア	8,560	**資本金**	**470,783**
ソフトウェア仮勘定	18,300	**資本剰余金**	**558,991**
投資その他の資産	**1,927,493**	資本準備金	374,437
投資有価証券	275,459	その他資本剰余金	184,554
関係会社株式	1,223,234	**利益剰余金**	**4,562,452**
関係会社出資金	34,142	利益準備金	32,281
差入保証金	214,594	その他利益剰余金	4,530,171
長期貸付金	150,000	別途積立金	42,518
繰延税金資産	26,197	繰越利益剰余金	4,487,652
その他	3,866	**自己株式**	**△163,998**
		評価・換算差額等	**50,930**
		その他有価証券評価差額金	50,930
		純資産合計	**5,479,159**
資産合計	**6,004,438**	**負債及び純資産合計**	**6,004,438**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**4,214,104**
売上原価		**3,071,157**
売上総利益		**1,142,946**
販売費及び一般管理費		**730,032**
営業利益		**412,914**
営業外収益		
受取利息	7,934	
有価証券利息	1,306	
受取配当金	83,432	
関係会社業務受託料	35,759	
為替差益	676	
その他	3,779	**132,888**
営業外費用		
支払利息	241	
その他	497	**738**
経常利益		**545,064**
特別損失		
関係会社株式評価損	135,250	**135,250**
税引前当期純利益		**409,813**
法人税、住民税及び事業税	113,330	
法人税等調整額	8,849	**122,180**
当期純利益		**287,633**

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	470,783	374,437	178,471	552,909
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	6,082	6,082
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	6,082	6,082
当期末残高	470,783	374,437	184,554	558,991

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	32,281	42,518	4,382,015	4,456,815	△175,866	5,304,642
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	△181,996	△181,996	－	△181,996
当期純利益	－	－	287,633	287,633	－	287,633
自己株式の処分	－	－	－	－	11,867	17,949
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	105,637	105,637	11,867	123,586
当期末残高	32,281	42,518	4,487,652	4,562,452	△163,998	5,428,228

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44,059	44,059	5,348,702
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△181,996
当期純利益	－	－	287,633
自己株式の処分	－	－	17,949
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,870	6,870	6,870
当期変動額合計	6,870	6,870	130,457
当期末残高	50,930	50,930	5,479,159

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

株式会社プラップジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中野　秀俊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　花輪　大資

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社プラップジャパンの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラップジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月28日

株式会社プラップジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中野　秀俊

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　花輪　大資

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラップジャパンの2025年９月１日から2026年８月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、使用人等及び会計監査人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月30日

株式会社プラップジャパン 監査役会

常勤監査役　飛　澤　正　人

社外監査役　笠　野　さち子

社外監査役　野　口　由美子

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区赤坂九丁目７番２号
東京ミッドタウン　ホール＆カンファレンス４階
Room５＋６
TEL 03-3475-3103



交　通
●地下鉄：
都営大江戸線「六本木駅」８番出口より直結
東京メトロ日比谷線「六本木駅」地下通路にて直結
東京メトロ千代田線「乃木坂駅」３番出口より徒歩約３分

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日2026年11月４日

株　主　各　位

第56回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結計算書類

　連結注記表

計算書類

　個別注記表

株主総会参考書類

　株式会社プレシジョンマーケティング（吸収合併消滅会社）の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社プラップジャパン

連結注記表
[継続企業の前提に関する注記]
該当事項はありません。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]
1　連結の範囲に関する事項
連結子会社の数　　10社
連結子会社の名称
㈱ブレインズ・カンパニー
㈱ポインツジャパン
プラップノード㈱
㈱トランスコネクト
㈱プレシジョンマーケティング
プラップコンサルティング㈱
北京普楽普公共関係顧問有限公司
北京博瑞九如公共関係顧問有限公司
PRAP AND PTE. LTD.
POINTS CREATIVE COMPANY LIMITED

(連結範囲の変更)
当連結会計年度において、2025年９月１日付で連結子会社であった㈱旭エージェンシーは、連結子会社である㈱ブレインズ・カンパニーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、2026年７月１日付で連結子会社であったPRAP ASIA PTE. LTD.及びPRAP POINTS Singapore PTE. LTD.は、連結子会社であるWILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。なお、存続会社となるWILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.は商号をPRAP AND PTE. LTD.に変更しております。

2　持分法の適用に関する事項
持分法適用の非連結子会社又は関連会社はありません。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北京普楽普公共関係顧問有限公司、北京博瑞九如公共関係顧問有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、６月30日時点で、本決算に準じた仮決算を行っております。

連結子会社のうち、㈱ポインツジャパン、PRAP ASIA PTE. LTD.、PRAP POINTS Singapore PTE. LTD.、WILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.、POINTS CREATIVE COMPANY LIMITEDの決算日は６月30日であります。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、2026年７月１日付でPRAP ASIA PTE. LTD.及びPRAP POINTS Singapore PTE. LTD.は、WILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅し、存続会社となるWILD ADVERTISING & MARKETING PTE. LTD.は商号をPRAP AND PTE. LTD.に変更しております。

また、2026年７月１日から連結決算日2026年８月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4　会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②棚卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

イ　リース資産以外の有形固定資産

建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については主として定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	３～15年
その他（器具備品）	３～15年
その他（車両運搬具）	５年

取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき３年間で均等償却しております。

ロ　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は３～５年であります。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

コミュニケーションサービスは、コミュニケーション戦略策定などのコンサルテーション、メディアやインフルエンサーとの関係性を構築するリレーション活動や、情報をメディアを通じてステークホルダーへ伝えるパブリシティ活動を含めた情報流通のデザインなど、コミュニケーション活動において包括的なサービス提供を行っております。デジタルソリューションでは、広報PRのデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するクラウドツールの提供、デジタル広告やソーシャルメディアの運用、動画・バナー・WEBサイト等のクリエイティブ制作といったサービスを提供しております。

いずれにおいても、イベントの開催や制作物の納品等の契約で定められた財又はサービスを顧客に移転することを履行義務とする個別受注業務、企業広報のコンサルティング等の契約期間にわたってサービスを提供することを履行義務とするその他の業務が含まれております。個別受注業務については、履行義務が一時点で充足されますが、約束された財又はサービスを顧客が検収した時点で支配が移転し、履行義務が充足されると判断しているため、その時点で収益を認識しております。また、その他の業務については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、財又はサービスに対する支配を一定の期間にわたって顧客に移転するため、契約に定義したサービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供において当社グループがその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債は、在外連結子会社の決算日又は仮決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、７年にわたり均等償却しております。

[会計上の見積りに関する注記]

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　　55,144千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

のれんについて取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、取得時点における事業計画の達成状況を通じて減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失等の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、減損の兆候の有無を検討した結果、一部の子会社について減損の兆候があると判断しておりますが、経営者によって承認された将来キャッシュ・フロー予測及び当該予測期間を超過する期間については将来の不確実性を考慮した売上高成長率に基づく割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額と当連結会計年度末の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから、減損損失は計上しておりません。

②主要な仮定

予算及び中期経営計画を補正した計画値に基づき、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。当該計画値は、過去の実績額を基礎とし、経営環境などの外部要因等を勘案した一定の売上高成長率を使用して策定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確定な状況変化により、想定外の業績落込み等が発生し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対し実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

[連結貸借対照表注記]

1．棚卸資産の内訳

未成業務支出金	285,842千円
貯蔵品	247千円
計	286,089千円

2．有形固定資産の減価償却累計額は、195,751千円であります。

[連結損益計算書注記]

一般管理費に含まれる研究開発費は、57,604千円であります。

[連結株主資本等変動計算書注記]

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,679,010	－	－	4,679,010

2　自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式(株)	240,078	－	16,200	223,878

(注)普通株式の自己株式の株式数の減少のうち16,200株は、2025年12月22日開催の取締役会決議に基づく、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

3　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	181,996	41	2025年８月31日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の通り決議を予定しております。

決　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	191,570	43	2026年８月31日	2026年11月27日

[金融商品に関する注記]

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い短期的な預金等の余資に限定して、運転資金や安全性の高い金融資産で資金運用しております。又、資金調達については、運転資金が手元資金でまかなえない場合については、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。又、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。又、内容につき定期的に開催される取締役会

に報告を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額68,904千円）は、次表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、契約負債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1)投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	99,934千円	95,790千円	△4,144千円
② その他有価証券	123,981千円	123,981千円	－千円
(2)差入保証金	238,294千円	218,225千円	△20,069千円
資産計	462,209千円	437,996千円	△24,213千円

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	123,981	－	－	123,981
資産計	123,981	－	－	123,981

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	95,790	－	95,790
差入保証金	－	218,225	－	218,225
資産計	－	314,015	－	314,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

満期保有目的の債券の時価は取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

[税効果会計に関する注記]

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,925千円
未払事業所税	1,493千円
賞与引当金	7,688千円
退職給付に係る負債	1,058千円
敷金償却費	10,899千円
フリーレント賃料	3,642千円
株式報酬費用	20,150千円
税務上の繰越欠損金（注）	36,793千円
その他	33,267千円
繰延税金資産小計	127,919千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△27,207千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,004千円
評価性引当額小計	△45,212千円
繰延税金資産合計	82,707千円
繰延税金負債	
在外子会社の留保利益	△32,288千円
その他有価証券評価差額金	△23,442千円
繰延税金負債合計	△55,730千円
繰延税金資産純額	26,976千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	－	－	－	5,871	12,642	18,279	36,793
評価性引当額	－	－	－	－	△8,928	△18,279	△27,207
繰延税金資産	－	－	－	5,871	3,714	－	9,586

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
のれん償却額	2.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
在外子会社の留保利益	0.9
連結子会社の税率差異	1.2
評価性引当額の増減	0.9
法人税額の特別控除額	△3.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	コミュニケーションサービス事業	デジタルソリューション事業	海外事業	
日本	5,098,430	788,171	245,500	6,132,101
中国	－	－	1,121,232	1,121,232
その他海外	－	－	507,181	507,181
顧客との契約から生じる収益	5,098,430	788,171	1,873,914	7,760,515
外部顧客への売上高	5,098,430	788,171	1,873,914	7,760,515

(注) 収益は当社及び当社グループ会社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等４会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,303,928	1,461,742
電子記録債権	15,941	19,758
契約資産	44	－
契約負債	212,841	292,992

②残存履行義務に配分した取引金額

当社グループでは、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引金額の注記にあたって実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

[１株当たり情報に関する注記]

1. １株当たり純資産額 1,292円49銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	6,028,714千円
純資産の部の合計額から控除する金額	
非支配株主持分	270,488千円
普通株式に係る期末の純資産額	5,758,225千円
期末の普通株式の数	4,455千株

2. １株当たり当期純利益 107円55銭

１株当たり当期純利益の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	478,476千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	478,476千円
普通株式の期中平均株式数	4,448千株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

個別注記表
[継続企業の前提に関する注記]
該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
満期保有目的の債券
償却原価法を採用しております。
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法に基づく原価法を採用しております。
②棚卸資産
未成業務支出金
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
貯蔵品
最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産
イ　リース資産以外の有形固定資産
建物（附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については主として定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物　　6～15年
器具備品　　3～8年
取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき３年間で均等償却しております。

ロ　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。

なお、主なリース期間は３年であります。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、コミュニケーション戦略策定などのコンサルテーション、メディアやインフルエンサーとの関係性を構築するリレーション活動や、情報をメディアを通じてステークホルダーへ伝えるパブリシティ活動を含めた情報流通のデザインなど、コミュニケーション活動において包括的なサービス提供を行っております。

当社の事業には、イベントの開催や制作物の納品等の契約で定められた財又はサービスを顧客に移転することを履行義務とする個別受注業務、企業広報のコンサルティング等の契約期間にわたってサービスを提供することを履行義務とするその他の業務が含まれております。個別受注業務については、履行義務が一時点で充足されますが、約束された財又はサービスを顧客が検収した時点で支配が移転し、履行義務が充足されると判断しているため、その時点で収益を認識しております。また、その他の業務については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、財又はサービスに対する支配を一定の期間にわたって顧客に移転するため、契約に定義したサービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

[会計上の見積りに関する注記]

（関係会社株式及び関係会社出資金の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	1,223,234 千円
関係会社株式評価損	135,250 千円
関係会社出資金	34,142 千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算定方法

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

財政状態の悪化は、1株当たりの純資産額が当該株式を取得した時のそれと比較して相当程度低下した場合としております。また、実質価額が取得原価に比べて50％程度以上低下した場合には、実質価額が著しく低下したものと判断しております。

なお、超過収益力を反映して取得した株式については、実質価額に当該超過収益力を反映しており、超過収益力が減少したと判断される場合には、実質価額に当該減少を反映しております。

当事業年度において、当社が保有するプラップノード株式会社の株式について、実質価額が著しく低下したと判断したため、関係会社株式評価損135,250千円を計上しております。

②主要な仮定

関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額の算定に当たっては、各関係会社の純資産額を基礎としております。また、超過収益力を反映して取得した株式については、当該超過収益力の評価に用いる事業計画における将来の売上高及び営業利益等を主要な仮定としております。

当該事業計画の合理性の検討に当たっては、取得時の事業計画と取得日以降の実績推移との比較及び差異要因の分析に加え、事業環境の変化を織り込んだ最新の事業計画との比較を実施しております。

これらの仮定は、将来の経済条件や事業環境等の変化により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌事業年度の関係会社株式及び関係会社出資金の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1．有形固定資産の減価償却累計額は、99,742千円であります。

2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	45,047千円
関係会社に対する長期金銭債権	150,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	61,794千円

[損益計算書に関する注記]

1．関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	169,431千円
営業取引（支出分）	401,510千円
営業取引以外の取引（収入分）	151,348千円
営業取引以外の取引（支出分）	3,553千円

2．一般管理費に含まれる研究開発費は、57,604千円であります。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(株)	240,078	－	16,200	223,878

(注)普通株式の自己株式の株式数の減少のうち16,200株は、2025年12月22日開催の取締役会決議に基づく、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,730千円
未払事業所税	1,493千円
敷金償却費	8,035千円
フリーレント賃料	3,642千円
株式報酬費用	20,150千円
関係会社株式評価損	42,630千円
その他	11,084千円
小計	93,768千円
評価性引当額	△44,128千円
繰延税金資産合計	49,640千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△23,442千円
繰延税金負債合計	△23,442千円
繰延税金資産の純額	26,197千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.0
法人税額の特別控除額	△5.3
評価性引当金の増減	10.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.8

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表[収益認識に関する注記]に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[リースにより使用する固定資産注記]

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	216,437千円
1年超	1,058,973千円
合計	1,275,411千円

[1株当たり情報に関する注記]

1.	1株当たり純資産額	1,229円85銭
	1株当たり純資産額の算定上の基礎	
	純資産の部の合計額	5,479,159千円
	普通株式に係る期末の純資産額	5,479,159千円
	期末の普通株式の数	4,455千株
2.	1株当たり当期純利益	64円65銭
	1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
	当期純利益	287,633千円
	普通株主に帰属しない金額	－千円
	普通株式に係る当期純利益	287,633千円
	普通株式の期中平均株式数	4,448千株

[関連当事者に関する注記]

1．子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	プラップノード㈱	所有 直接96.0%	当社事業の仕入 経営指導 役員の兼任	資金の貸付（注1） 受取利息（注1）	－ 1,421	長期貸付金	150,000
子会社	プラップコンサルティング㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼務	配当金の受取（注2）	80,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1　資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2　配当金は、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

2．役員および個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	鈴木　勇夫	被所有 直接3.41%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	11,080	－	－

（注）　譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当てによるものであります。

[重要な後発事象に関する注記]

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2026年９月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社プレシジョンマーケティングを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

(1) 取引の概要

①被結合企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：株式会社プレシジョンマーケティング

事業の内容：デジタルマーケティング事業

②企業結合日

2026年12月１日（予定）

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社プレシジョンマーケティングを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社プラップジャパン

⑤企業結合を行う主な理由

グループ経営の効率化を図るとともに、変化するコミュニケーション環境に対応したサービス開発と提供をさらに加速し、PRとデジタルマーケティングの連携を深めるためであります。

(2) 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

なお、合併効力発生日において吸収合併消滅会社から受け入れる資産及び負債の差額と、当社が保有する子会社株式の帳簿価額との差額を特別損失（抱合せ株式消滅差損）として計上する予定であります。

第19期　事 業 報 告 書

（自 2025年９月１日　至 2026年８月31日）

株式会社プレシジョンマーケティング

事　業　報　告

(自2025年９月１日　至2026年８月31日)

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

既存顧客の解約・終了を新規でリカバリーすることが出来ず、売上は予算比89%、営業利益は予算比77%の着地となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

インターネット広告がインハウスへの移管や大手広告代理店に集約される等、以前よりも厳しい環境になっている中、プラップグループの立ち位置を活用し、インターネット広告事業の規模を維持・拡大していきます。また、SNS運用やクリエイティブ等、他ポートフォリオは成長傾向のため、バランスを考えた事業戦略にシフトしてまいります。

(9) 財産および損益の状況

1．直前３事業年度の財産および損益の状況

	第17期 2024年８月期	第18期 2025年８月期	第19期 2026年８月期
売上高	481 百万円	552 百万円	518 百万円
経常利益	7 百万円	42 百万円	40 百万円
当期純利益	5 百万円	29 百万円	27 百万円
１株当たり当期純利益	4,453 円	26,048 円	24,398 円
総資産	561 百万円	617 百万円	507 百万円
純資産	230 百万円	259 百万円	286 百万円
１株当たり純資産	204,968 円	231,016 円	255,415 円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

会社名	当社への議決権比率	主要な事業の内容
株式会社プラップジャパン	92.0%	広報代理業務

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 重要な事業内容　(2026年８月31日現在)

当社は、インターネット広告事業を柱として、その規模を拡大しつつも、SNS運用やクリエイティブ等、他ポートフォリオ事業も展開しております。

(12) 主要な事業所（2026年８月31日現在）

本　社　東京都新宿区西新宿６-24-１　西新宿三井ビルディング15階

(13) 従業員の状況（2026年８月31日現在）

従業員数	前期末比較増減
34名	2名減

(注) 上記従業員数は、臨時従業員数を含んでおりません。

2．会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式の状況（2026年８月31日現在）

（イ）発行可能株式総数　10,000株
（ロ）発行済株式総数　1,123株
（ハ）株主数　２名

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社プラップジャパン	1,033株	92.0%
髙﨑 青史	90株	8.0%

(2) 会社役員に関する事項

（イ）取締役および監査役に関する事項（2026年８月31日現在）

氏　名 (生年月日)	地位及び担当	略　歴 (他の会社の代表状況)
髙　﨑　青　史 (昭和50年１月30日生)	代表取締役社長	株式会社プラップジャパン 戦略企画部　デジタルプランナー
来　田　貴　弘 (昭和55年３月10日生)	取締役	株式会社プラップジャパン 戦略企画部　デジタルプランナー
鈴　木　勇　夫 (昭和39年11月27日生)	取締役	株式会社プラップジャパン　代表取締役 株式会社ブレインズ・カンパニー　取締役 北京普楽普公共関係顧問有限公司　董事長 プラップノード株式会社　取締役 株式会社トランスコネクト　代表取締役 プラップコンサルティング株式会社　取締役 株式会社ポインツジャパン　取締役 PRAP AND PTE. LTD. Director
三　輪　一　生 (昭和52年10月９日生)	取締役	株式会社プラップジャパン　取締役 CS統括本部 統括副本部長 プラップノード株式会社　取締役 アットクリッピング株式会社　取締役
西原（野村）ゆかり (昭和53年７月15日生)	取締役	株式会社プラップジャパン CS統括本部　統括副本部長
飛　澤　正　人 (昭和34年11月12日生)	監査役	株式会社プラップジャパン　監査役 株式会社ポインツジャパン　監査役 株式会社ブレインズ・カンパニー　監査役

（ロ）取締役および監査役の報酬等の額
第19期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役２名に対する固定報酬 22,830千円

決　算　報　告　書

（第　19　期）

自：2025年９月１日

至：2026年8月31日

株式会社　プレシジョンマーケティング

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビルディング　15階

貸借対照表

2026年８月31日　現在

株式会社プレシジョンマーケティング　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	492,268	流動負債	220,623
現金及び預金	321,557	買掛金	188,677
売掛金	153,628	未払金	6,833
前渡金	13,017	未払費用	6,626
前払費用	2,638	未払法人税等	305
未収入金	1,426	未払消費税	12,714
		前受金	3,154
		預り金	2,311
固定資産	15,186	負債合計	220,623
有形固定資産	2,213	（純資産の部）	
建物付属設備	0	株主資本	
工具器具備品	372	資本金	46,430
一括償却資産	1,841		
		利益剰余金	240,401
投資その他の資産	12,972	利益準備金	1,269
敷金	8,077	繰越利益剰余金	239,132
繰延税金資産	4,895		
		純資産合計	286,831
資産合計	507,454	負債・純資産合計	507,454

損　益　計　算　書

（自　2025年９月１日　　至　2026年８月31日）

株式会社プレシジョンマーケティング　　（単位：千円）

勘定科目	金	額
売上高		518,044
売上原価		134,152
売上総利益		383,892
販売費及び一般管理費		343,913
営業利益		39,979
営業外収益		
受取利息	909	
雑収入	191	1,101
営業外費用		
支払利息	102	102
経常利益		40,978
特別損失		
減損損失	2,812	2,812
税引前当期純利益		38,165
法人税等		10,765
当期純利益		27,399

株主資本等変動計算書

（自　2025年９月１日　　至　2026年８月31日）

株式会社プレシジョンマーケティング　　（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	46,430	1,269	211,732	213,001	259,431	259,431
当期変動額						
当期純利益			27,399	27,399	27,399	27,399
当期変動額合計	－	－	27,399	27,399	27,399	27,399
当期末残高	46,430	1,269	239,132	240,401	286,831	286,831

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1．たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 建物・付属設備については定額法、工具器具備品については定率法、一括償却資産については定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備	3年－15年
工具器具備品	4年－8年
一括償却資産	3年

3．重要な収益及び費用の計上基準

本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財とサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる主要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表注記]

※1．	関係会社に対する短期金銭債権	24,752千円
	関係会社に対する短期金銭債務	2,835千円
※2．	有形固定資産の減価償却累計額	27,170千円

[損益計算書注記]

※1．	関係会社との取引高	売上高	236,609千円
		外注費	1,047千円
		業務委託費	12,705千円

[株主資本等変動計算書注記]

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(株)	1,123	―	―	1,123

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

※2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

監　査　報　告　書

2025年９月１日から2026年８月31日までの事業年度の取締役会メンバーの職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

取締役会メンバー及び使用人等から情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役会メンバー及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2)　取締役会メンバーの職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3)　計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年10月30日

株式会社プレシジョンマーケティング

監査役　　飛　澤　正　人